

交通事故などに該当するかの確認事務の外部委託を開始します

1 交通事故などでケガをした場合に組合員証等を使用することについての届出

- (1) 組合員又は被扶養の方が、交通事故などの第三者による加害行為で負傷し、保険医療機関等に受診する場合は、組合員証等を使用することができますが、その場合は、地方公務員等共済組合法施行規程第103条の規定に基づき、**組合員が損害賠償申告書等の必要書類を各支部に提出する必要があります。**
- (2) 提出が遅れた等の事情があったため、支部が第三者に医療費を請求できなくなった場合などは、組合員の方に医療費を返還請求する場合がありますので、速やかに損害賠償申告書等を支部に提出してください。

2 交通事故などに該当するかの確認事務の外部委託について

上記のとおり、損害賠償申告書等の自主的な提出が必要ですが、医療機関に受診後、2か月経過しても提出がされない方やレセプトから交通事故に該当すると思われる治療を受けた方等につきましては、平成30年6月より、当共済組合の外部委託先の株式会社オーパスから、次の封筒により、交通事故などに該当するかの確認調査・損害賠償申告書等の提出依頼が行われる場合がありますので、確認調査・損害賠償申告書等の提出へのご協力をお願いします。



親 展

【差出人】地方職員共済組合

【委託先】株式会社 オーパス

お問合せ先 地方職員共済組合 第三者行為相談室

TEL 0120-732-255 平日 9:00 ~ 18:00

3 平成25年度までに70歳を迎えた組合員等に係る同意書について

平成20年度から平成25年度までに70歳を迎えた組合員等については、医療機関の窓口負担2割のうち1割相当分について国の指定公費負担医療が支給されるため、窓口では実質1割負担となっています。

交通事故等の第三者行為に起因する傷病に係る給付については、この指定公費負担医療の支給対象外となり、もしこの指定公費負担医療が支給された場合は、国の指定公費負担分の額を共済組合が国に代わり第三者に請求することについての同意書の提出が必要となります。

国及び (保険者名※を記載ください) 御中

(参考例)

※ ○○健康保険組合、全国健康保険協会○○支部、○○市町村、
○○国民健康保険組合、○○県後期高齢者医療広域連合 等

同意書

私が加害者 () に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者又は加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書等の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ請求し、保険金等を受領したときは、金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が保険医療機関等に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、保険医療機関等から情報提供を受けることに同意します。

さらに、私が70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の支給を受けていた場合、当該軽減特例措置によって支給された一部負担金等の一部に相当する額について、国が加害者又は加害者の加入する損害保険会社等に請求を行うこと、国が保険者に損害賠償額の支払の請求及び受領を委任すること並びに国から委任を受けた保険者が当該金額についての請求事務及び受領代行を外部機関に委託することについても同意します。

その上で、保険者が損害保険会社等から受領した金銭と被保険者が返還すべき額を相殺することに同意します。

また、保険者が保険給付又は損害賠償請求に必要と認める場合、官公庁、損害保険会社、他の保険者等の各機関に照会を行い、その照会内容について情報を提供し、また受けること、保険給付後に傷病の原因が給付制限に該当すると判明した場合、当該制限に係る給付費を速やかに保険者に返還することに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者(保険会社・共済団体)と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者(保険会社・共済団体)に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者(保険会社・共済団体)から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出すること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

平成 年 月 日

受診者(未成年の場合は親権者等)

住所

氏名

(印)

(注1) 各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

(注2) 国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収又は収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。